

**東京大学大学院総合文化研究科・教養学部
学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員）公募**

1. 職名及び人数	学術専門職員（リサーチ・アドミニストレーター） 1名
2. 契約期間	2024年12月1日以降～2025年3月31日 (採用日については応相談)
3. 更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間	採用された日から 14 日間
5. 就業場所	大学院総合文化研究科・教養学部（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：原則同一部局内
6. 所属	東京大学大学院総合文化研究科
7. 業務内容	リサーチ・アドミニストレーターとして、教育・研究資金獲得に向けた調査、企画立案、内外折衝、申請等の業務を行う。また、教育・研究資金獲得後の教育・研究に関わる管理運営、評価、内外折衝、報告等の業務を行う。その他、上記に関連する業務を行う。 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
8. 就業日・就業時間	週4日（月曜日～金曜日の間） 1日8時間（9:00～18:00 ※12:00～13:00 休憩） ※就業日・就業時間については応相談 ※時間外労働を命じることがある。
9. 休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇	年次有給休暇、特別休暇等 等
11. 賃金等	時給3,000円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円まで）、超過勤務手当
12. 加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
13. 応募資格	1) 博士号を有するのが望ましい。理系文系は問わない。 2) プロジェクト企画・社会連携・財務管理等の業務に意欲をもつてあたることのできる方。申請書や企画書の作成、プレゼンテーションができる方。これらの業務に対する専門的経験の有無は問わない。

14.	提 出 書 類	<p>1) 東京大学統一履歴書（様式については以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>2) 研究業績リスト（学術論文、著書、学会発表などに分類する。これまでに教育プロジェクトの企画・運営やコーディネートの実績がある場合には、それらも含めて良い。）</p> <p>3) これまでの研究および教育に関する業務経験や成果の概要（日本語で 2,000 字程度）</p> <p>4) これから業務への抱負（日本語で 1,000 字程度）</p>
15.	提 出 方 法	<p>上記の書類を PDF ファイルにして、ファイル名をそれぞれ、「氏名・履歴書」「氏名・業績」「氏名・経験」「氏名・抱負」として下記の URL にアップロードすること。</p> <p>https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/3841259180_utac_u-tokyo_ac_jp/Eo6ABGptdBjBiQYxqSoz3jcBcnU_Ibj1Lt-MaRdpLJtikQ</p> <p>3 日以内に受信確認のメールが届かない場合にはメールでお問い合わせください。</p>
16.	応 募 締 切	<p>2024 年 10 月 31 日（木）必着</p> <p>書面選考の上、対面での面接を行います。（面接の日時については後日連絡）</p>
17.	問い合わせ先	<p>〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1</p> <p>東京大学教養学部・大学院総合文化研究科事務部経理課研究支援チーム・小林</p> <p>e-mail: kobayashi.kohtaro[at]mail.u-tokyo.ac.jp ([at]は@ に置き換える)</p>
18.	募 集 者 名 称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 本学 URA については以下の URL からご覧いただけます。 https://www.ura.adm.u-tokyo.ac.jp/about 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。